

監理技術者の兼任の特例について

令和3年10月1日以降に公告する案件（随意契約は同日以降に契約する案件）から、監理技術者を専任で配置することが求められる工事について、下記のとおり、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書きに定める監理技術者を補佐する者をいう。）を工事ごとに専任で配置する場合には、特例として、監理技術者が2つの工事を兼任することを可能とします。

記

1 特例対象工事の要件

- (1) 兼任する2つの工事の施工場所が、いずれも京都市内であること。ただし、京都市が京都市外で施工する工事については、当該市町村を含む。
- (2) 当局が発注する工事と国又は本市その他の地方公共団体等が発注する公共工事との兼任であること。
- (3) 兼任する2つの工事のいずれかが、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事をいう。）でないこと。
- (4) 兼任する2つの工事が、いずれも2億円未満（※）の工事であること。
※ 当局が発注する工事は予定価格、当局以外が発注する工事は契約金額を基準とする。
- (5) 技術的難易度の高い工事でないこと。

2 監理技術者補佐の要件

- (1) 以下のア又はイに該当すること（監理技術者補佐の有する技術検定種目は、工事現場を兼任する監理技術者の有する技術検定種目と同じものに限る）。
ア 一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級技士補）で、かつ、主任技術者の資格を有する者
イ 監理技術者の資格を有する者
- (2) 直接的かつ恒常的な雇用関係がある（資格確認日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある）こと。
- (3) 他の工事に配置されていないこと。

3 その他

- (1) 工事種目は、全種目を対象とします。
- (2) 特例対象工事については、入札公告において、その旨を明示します。
- (3) 特例を希望する際は、必ず事前に発注者の承認を得たうえで、「監理技術者の兼任に係る誓約書」を提出してください。
- (4) 特例について「京都市上下水道局特例監理技術者運用基準」を制定し、ホームページに掲載します。（<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058225.html>）